

熊本県豊かな森林の保全に関する条例 の概要

背景

森林は、国土保全や水源かん養など多面的機能を有し県民に恩恵をもたらしている一方で、森林の土地所有者等の認識不足による不適切な森林の伐採や開発の懸念があり、これらを未然に防ぐ新たな仕組みが必要。

目的

本県の豊かな森林を将来にわたり保全し次世代へ継承するため、次の取組みを通じ、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。

- 県、県民及び土地所有者等の責務の明らかにするとともに、県と市町村、国との連携協力を推進
- 森林の取引を事前に把握し、森林の保全を図るために必要な事項について助言を行う仕組み（事前届出制度）の導入

森林の所有権等移転等に関する事前届出制度

土地所有者等

- 対象となる森林
- 森林法第5条で規定される県内の森林
- 対象となる契約
- 贈与契約、売買契約、交換契約、地上権に関する契約、地役権に関する契約、使用賃借権に関する契約、賃貸借に関する契約
- 対象外
- 相続に伴う所有権等移転
- 契約当事者が国又は地方公共団体等である場合
- 地上権設定を伴わない立木売買 等
- 届出事項
- 氏名、住所(売主等・買主等)
- 土地の所在、面積
- 権利の種別、内容
- 移転等後の利用目的
- 契約締結予定日 等

助言内容の伝達（売主等から買主等へ）

勧告・公表

- 勧告：虚偽の届出、立入調査を拒んだ場合等
- 公表：勧告に従わなかったとき、氏名や勧告の内容等を公表

県（本庁）

- 届出受理、内容確認
- 届出内容確認
 - 必要に応じて、報告徴収、立入調査等

届出
契約を締結
しようとする
30日前まで

助言
森林の保全を
図るために必
要な事項

通知

意見
(必要に応じて)

市町村

- 届出内容確認

国土法、森林法に基づく土地の所有者届出（事後届）は引き続き必要

対象となる森林は
「熊本県オープンデータ
マップ」から
確認できます。



施行

- 条例は令和8年3月25日に公布
- 森林の所有権等移転等に関する事前届出は、令和8年10月1日以後の契約に適用
- 事前届出は令和8年9月1日から受け付け

詳しい情報や届出方法は、県HPをご覧ください。か、熊本県森林整備課までお問い合わせください。

熊本県 森林保全条例



熊本県庁 森林整備課 森林計画班

096-333-2441

✉ shinrinseibi@pref.kumamoto.lg.jp